



鳥取県公報

平成17年10月31日(月)
号外第179号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 鳥取県の人事行政の運営等の状況（職員課） 1

公 告

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）第6条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成17年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成16年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。競争試験は一般事務、農業、土木等の職種ごとに人事委員会が実施しており、選考は国や他の地方公共団体の職員を県の職員として任用する場合等に各任命権者が人事委員会の承認を得て行っています。

区 分	平成16年度					平成15年度				
	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	計	競争試験	うち 女性数	選考	うち 女性数	計
一般行政職員	113人	45人	93人	41人	206人	143人	58人	92人	51人	235人
教 員	-	-	234人	137人	234人	-	-	220人	124人	220人
警 察 官	67人	-	8人	-	75人	52人	15人	13人	-	65人
計	180人	45人	335人	178人	515人	195人	73人	325人	175人	520人

(注)一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。)

(2) 職員の異動の状況（平成16年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

平成16年度は、一般行政職員のおおむね3人に1人が異動したこととなります。

区 分		平成16年度		平成15年度	
		異動者数	う ち 女性数	異動者数	う ち 女性数
一般行政職員	部 長 級	6人	-	13人	-
	次 長 級	41人	4人	30人	1人
	課 長 級	186人	19人	183人	10人
	課長補佐級	281人	37人	285人	53人
	係 長 級	401人	63人	421人	79人
	一般職員等	715人	228人	774人	253人
	計	1,630人	351人	1,706人	396人
教 員	校 長	98人	23人	69人	19人
	教 頭	118人	34人	125人	34人
	教 諭 等	676人	321人	695人	311人
	計	892人	378人	889人	364人
警 察 官	警 視	49人	-	61人	-
	警 部	90人	-	81人	-
	警 部 補	130人	-	127人	1人
	巡 査 部 長	142人	8人	145人	5人
	巡 査 等	191人	9人	183人	19人
	計	602人	17人	597人	25人

(3) 職員の退職の状況 (平成16年度)

区 分	平成16年度				平成15年度			
	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計	一般行政 職 員	教 員	警 察 官	計
定年退職	83人	84人	17人	184人	80人	90人	17人	187人
勸奨退職	10人	10人	7人	27人	7人	5人	1人	13人
早期退職	38人	32人	8人	78人	49人	18人	10人	77人
普通退職	64人	30人	6人	100人	44人	29人	9人	82人
分限免職	-	-	-	-	1人	-	-	1人
懲戒免職	2人	2人	-	4人	2人	1人	-	3人
失 職	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡退職	4人	4人	1人	9人	1人	3人	3人	7人
計	201人	162人	39人	402人	184人	146人	40人	370人

(注)早期退職とは勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までに申し出てその年度末に退職すること(定年退職を除く。)を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)及び鳥取県警察職員定員条例(昭和32年鳥取県条例第14号)で上限を定めていますが、平成14年度からは、雇用のためのニューディール政策の一環として、地方機関、教育現場等のこれまで対応が十分にできなかった課題等を抱えている部署に職員を増員して配置しています。

職員を増員して配置する期間は、平成14年度から平成19年度までの6年間としており、増員数の上限は、

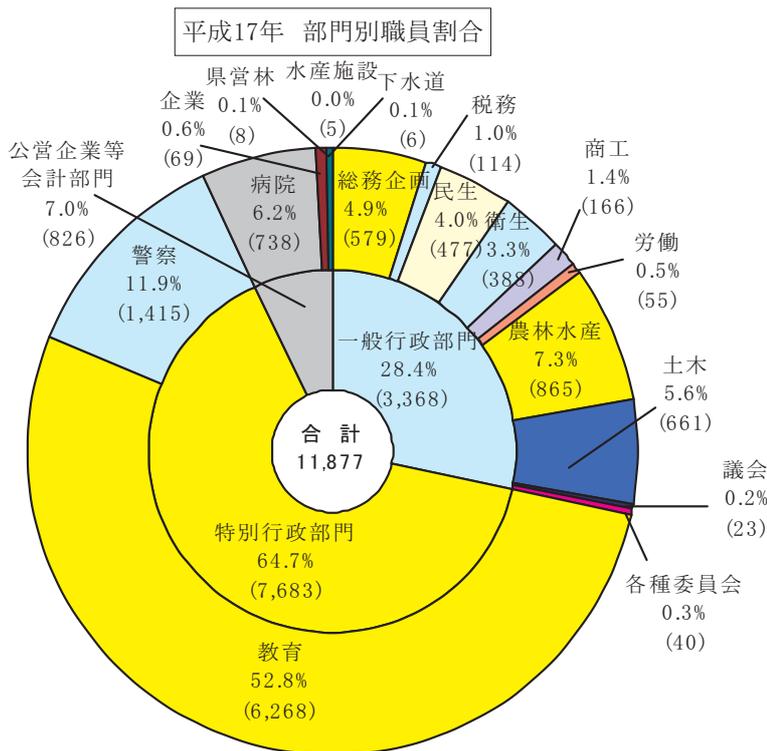
雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）で定めています。

これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分		職 員 数				
		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
一般行政部門	総務企画	504人(24)	529人(25)	537人(8)	568人(31)	579人(11)
	税 務	111人(2)	112人(1)	113人(1)	110人(3)	114人(4)
	民 生	477人(2)	474人(3)	481人(7)	476人(5)	477人(1)
	衛 生	363人(0)	369人(6)	384人(15)	387人(3)	388人(1)
	商 工	159人(3)	166人(7)	170人(4)	168人(2)	166人(2)
	労 働	49人(3)	47人(2)	50人(3)	51人(1)	55人(4)
	農 林 水 産	939人(30)	918人(21)	921人(3)	893人(28)	865人(28)
	土 木	670人(18)	681人(11)	677人(4)	665人(12)	661人(4)
	議 会	23人(0)	23人(0)	24人(1)	23人(1)	23人(0)
	各種委員会	39人(1)	39人(0)	39人(0)	39人(0)	40人(1)
	計	3,334人(23)	3,358人(24)	3,396人(38)	3,380人(16)	3,368人(12)
特別行政部門	教 育	6,047人(87)	6,064人(17)	6,130人(66)	6,224人(94)	6,268人(44)
	警 察	1,368人(14)	1,370人(2)	1,397人(27)	1,398人(1)	1,415人(17)
	計	7,415人(73)	7,434人(19)	7,527人(93)	7,622人(95)	7,683人(61)
普通会計計		10,749人(96)	10,792人(43)	10,923人(131)	11,002人(79)	11,051人(49)
公営企業会計 部 門 等	病 院	722人(6)	725人(3)	746人(21)	740人(6)	738人(2)
	企 業	72人(1)	72人(0)	71人(1)	69人(2)	69人(0)
	県 営 林	16人(1)	16人(0)	9人(7)	9人(0)	8人(1)
	水産施設	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)	5人(0)
	下 水 道	6人(0)	6人(0)	6人(0)	6人(0)	6人(0)
	計	821人(8)	824人(3)	837人(13)	829人(8)	826人(3)
合 計		11,570人(104)	11,616人(46)	11,760人(144)	11,831人(71)	11,877人(46)
[条例定数]		[12,467人]	[12,633人]	[12,612人]	[12,625人]	[12,482人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いています。



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因 (平成17年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、以下のとおりです。

部 門	増減	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門	総務企画	11 総合事務所の庶務業務の集中化による増、市町村合併関係業務の減等
	税 務	4 外形標準課税業務による増、総合事務所の庶務業務の集中化による減等
	民 生	1 児童・ドメスティックバイオレンス等相談体制の強化による増、東部福祉保健局八頭支局の廃止による減等
	衛 生	1 看護学校の体制の強化による増、東部福祉保健局八頭支局の廃止による減等
	商 工	2 大山中海観光の促進に係る体制整備による増、東アジア地域政府観光フォーラムの終了による減等
	労 働	4 職業能力開発の充実による増等
	農 林 水 産	28 和牛全国共進会の開催の準備による増、農業普及体制の見直しによる減等
	土 木	4 簡易公募型入札の導入のための体制の充実による増、事業量の減少に伴う体制の見直しによる減等
	議 会	0
各種委員会	1 監査体制の充実による増	
計	12	
特 政 別 部 行 門	教 育	44 生涯学習フェスティバルの開催準備等による増、学校の統廃合等による減等
	警 察	17 政令による警察官の増等
	計	61
普通会計計	49	
公 会 営 計	病 院	2 電話交換業務の民間委託による減等
	企 業	0

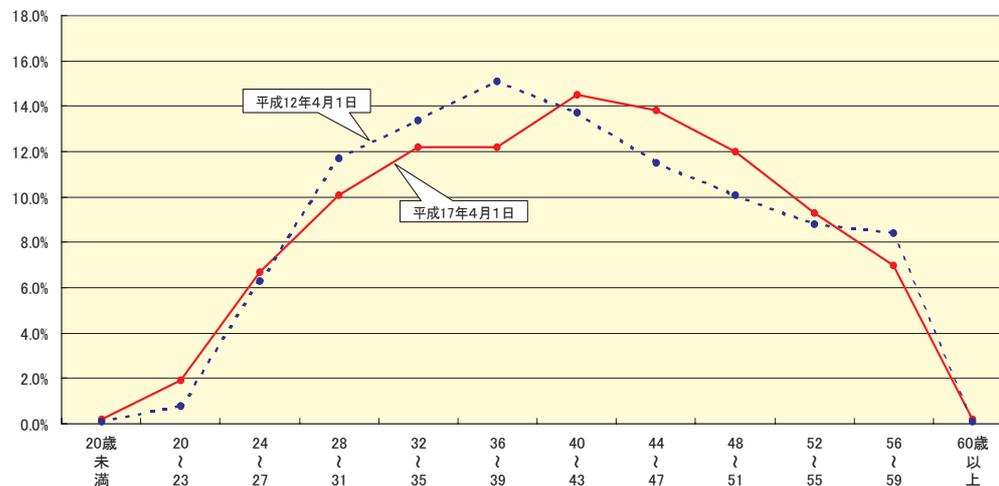
企 業 等	県 営 林	1	公社・事業団への職員派遣に伴う減等
	水 産 施 設	0	
	下 水 道	0	
	計	3	
合 計		46	

(6) 職級別の職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

区 分		平成17年4月1日現在			平成16年4月1日現在		
		職員数 A	うち女性数 B	割合 B / A	職員数 C	うち女性数 D	割合 D / C
一般行政職員	部 長 級	18人	-	-	18人	-	-
	次 長 級	66人	6人	9.1%	62人	4人	6.5%
	課 長 級	404人	64人	15.8%	401人	61人	15.2%
	課長補佐級	598人	102人	17.1%	588人	92人	15.6%
	係 長 級	967人	196人	20.3%	946人	185人	19.6%
	一般職員等	3,194人	1,465人	45.9%	3,248人	1,477人	45.5%
	計	5,247人	1,833人	34.9%	5,263人	1,819人	34.6%
教 員	校 長	249人	53人	21.3%	254人	47人	18.5%
	教 頭	292人	75人	25.7%	292人	83人	28.4%
	教 諭 等	4,899人	2,452人	50.1%	4,851人	2,405人	49.6%
	計	5,440人	2,580人	47.4%	5,397人	2,535人	47.0%
警 察 官	警 視	62人	-	-	62人	-	-
	警 部	124人	-	-	126人	-	-
	警部補	311人	-	-	307人	-	-
	巡査部長	327人	8人	2.4%	321人	6人	1.9%
	巡査等	366人	29人	7.9%	355人	26人	7.3%
	計	1,190人	37人	3.1%	1,171人	32人	2.7%
合 計		11,877人	4,450人	37.5%	11,831人	4,386人	37.1%

(7) 年齢別職員構成の状況 (各年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
平成17年	26人	222人	793人	1,196人	1,445人	1,452人	1,723人	1,643人	1,424人	1,099人	830人	24人	11,877人
平成12年 (5年前)	11人	97人	731人	1,362人	1,567人	1,760人	1,603人	1,348人	1,174人	1,025人	984人	12人	11,674人

(8) 定員適正化計画の数値目標及び進ちょく捗状況

鳥取県は、定員適正化計画を策定していませんが、年度ごとに事務事業を精査の上、定数の見直しを実施しています。

2 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成16年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成17年3月末現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	平成15年度 の 人件費率
平成16年度	612,191人	392,125,719千円	4,583,781千円	100,845,360千円	25.7%	24.5%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事、副知事及び出納長の報酬等が含まれます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成17年度	11,751人	48,354,603千円	9,136,392千円	19,401,549千円	76,892,544千円	6,543千円
平成16年度	11,917人	48,500,773千円	9,169,947千円	19,457,832千円	77,128,552千円	6,472千円

(注) 1 給与費は、各年度の当初予算に計上された額です。

2 給与費は、(3)の「職員の給与の削減のための特例措置」が反映された額です (以下、鳥取県の給与額について同じ。)。

3 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(3) 職員の給与の削減のための特例措置の状況 (平成17年4月1日現在)

鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てています (施策は、平成19年度まで実施します。)。

また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度以降も引き続き3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えていくこととしています。

削減措置の内容は、次のとおりです。

ア 一般職

区分	部長等	若年職員	その他の職員
減額率	6 %	4 %	5 %
減額対象の給料等の種類	給料、給料の調整額、調整手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当		

(注) 若年職員とは、行政職給料表の2級5号給以下相当の職員 (大学卒業後直ちに採用された職員で、採用からおおむね3年以内のもの) です。

イ 特別職

区 分	知 事	副知事	出納長	議 長	副議長	議 員
減 額 率	7 %	7 %	7 %	7 %	6 %	5 %
減額対象の給料等の種類	給料及び期末手当			報酬及び期末手当		

ウ 実施期間平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	一般行政職			警 察 職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	328,205円	400,535円	40.8歳	353,785円	484,335円	42.8歳	368,533円	416,084円	41.3歳
都道府県平均	356,679円	440,953円	42.6歳	360,284円	512,325円	41.5歳	403,205円	471,283円	43.4歳
国	327,555円	381,113円	40.2歳	342,872円	386,577円	42.2歳			

区 分	小・中学校教育職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	368,461円	411,447円	42.2歳	343,402円	383,135円	44.7歳
都道府県平均	396,712円	459,058円	43.3歳	338,031円	394,113円	46.6歳
国				283,384円	323,950円	47.9歳

(注) 1 一般行政職は、警察職、教育職、現業職、医療職及び研究職の職員を除いたものです。

2 現業職は、自動車運転士、道路技術員、調理師(員)等単純な労務に従事する職種です(以下同じ)。

3 平均給料月額は、手当を含まない給料(給料の調整額及び教職調整額を含む。(注)4に同じ。)の平均月額です。

4 平均給与月額は、給料と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

5 鳥取県の給料、手当の額はいずれも減額措置を受けた後の額です(以下同じ)。

6 都道府県平均及び国の数値は、平成16年4月1日現在です。

(5) 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	鳥 取 県		国		
	初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	163,872円	177,024円	170,700円	184,400円
	高校卒	133,248円	142,560円	138,800円	148,500円
警 察 職	大学卒	188,385円	202,445円	185,900円	203,000円
	高校卒	150,432円	170,304円	156,700円	170,400円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	183,456円	196,800円	-	-
	高校卒	141,504円	154,368円	-	-
小・中学校 教 育 職	大学卒	183,456円	196,800円	-	-
	高校卒	141,504円	154,368円	-	-
現 業 職	高校卒	133,248円	142,560円	-	-

(6) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況 (平成17年4月1日現在)

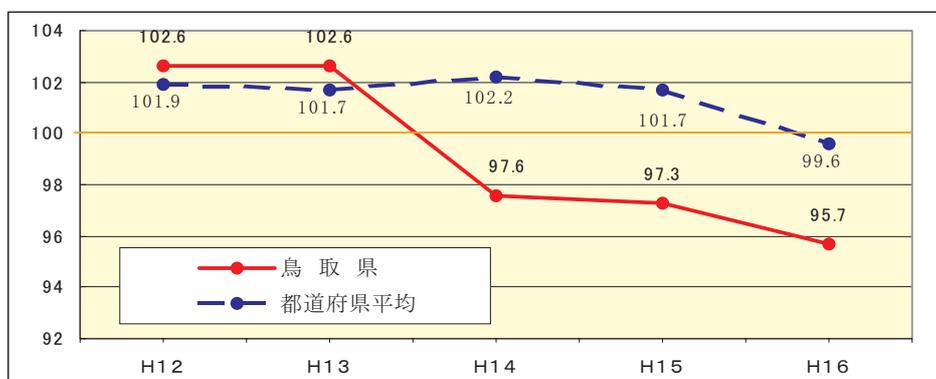
区 分	経験年数				
	10年	15年	20年	30年	40年 (大卒は35年)

一般行政職	大学卒	270,025円	319,026円	370,106円	416,009円	439,909円
	高校卒	207,587円	270,226円	321,476円	397,388円	443,923円
警 察 職	大学卒	1279,281円	2337,550円	3379,224円	443,323円	450,616円
	高校卒	232,220円	281,718円	329,304円	420,825円	453,868円
高等学校教 育 職	大学卒	306,203円	360,866円	397,129円	470,612円	477,246円
	高校卒	- 円	261,525円	- 円	- 円	4 452,251円
小・中学校 教育職	大学卒	298,767円	353,624円	380,955円	445,351円	469,699円
現 業 職	高校卒	- 円	269,884円	314,083円	386,185円	5 413,471円

(注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。

2 1 から 5 までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、それぞれ、経験年数11年、16年、21年、39年、39年の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。

(7) 一般行政職の給料月額の国との比較 (ラスパイレズ指数) の状況 (過去5年間)



(注)ラスパイレズ指数は、国を100とした場合の鳥取県の給与水準の割合を示す指標です (各年4月1日現在)。100より大きいと県の平均給料が国を上回り、100より小さいと県の平均給料が国を下回っていることを表します。

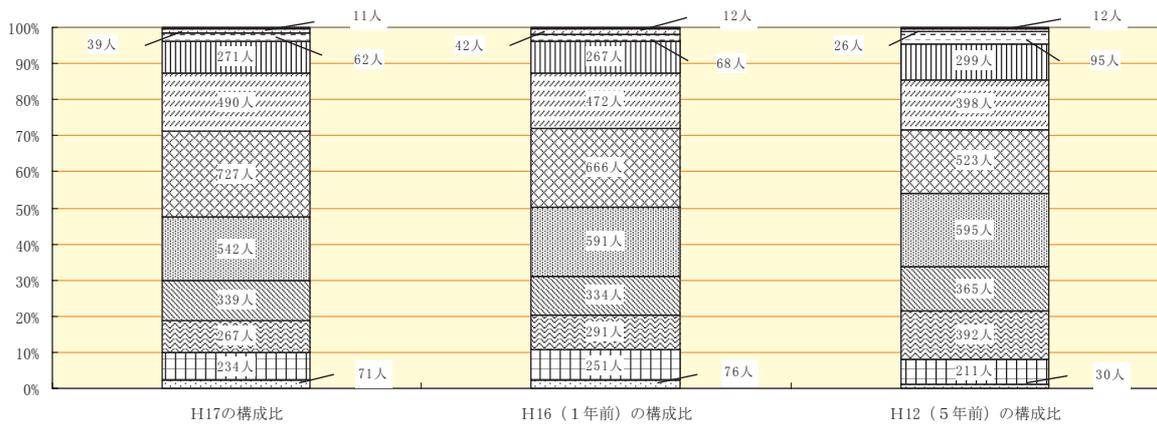
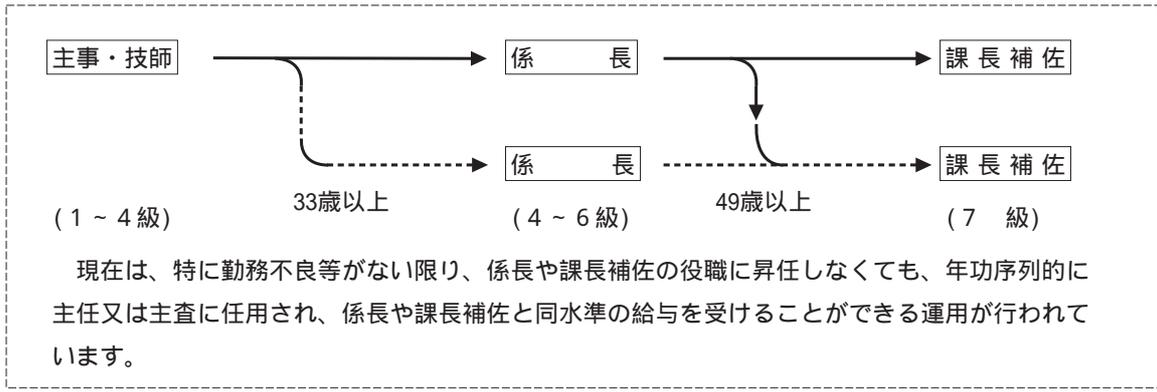
(8) 一般行政職の級別の職員数の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事及び技師	71人	2.3%
2 級	主事及び技師	234人	7.7%
3 級	主事及び技師	267人	8.7%
4 級	係長、主任、主事及び技師	339人	11.1%
5 級	係長及び主任	542人	17.8%
6 級	課長補佐、係長及び主任	727人	23.8%
7 級	課長補佐、主査	490人	16.0%
8 級	課長	271人	8.9%
9 級	課長	62人	2.0%
10 級	次長	39人	1.3%
11 級	部長	11人	0.4%

(注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

3 標準的な昇任の概要



(9) 昇給期間の短縮の状況

区 分		全職種	一般行政職	警察職	小・中学校教育職	高等学校教育職	現業職
平成16年度	職員数 (平成16年4月1日) A	11,830人	3,139人	1,171人	3,781人	1,697人	377人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,439人	774人	381人	512人	277人	51人
	比率 B/A	20.6%	24.7%	32.5%	13.5%	16.3%	13.5%
平成15年度	職員数 (平成15年4月1日) A	11,759人	3,131人	1,169人	3,732人	1,662人	393人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	2,183人	694人	413人	384人	250人	78人
	比率 B/A	18.6%	22.2%	35.3%	10.3%	15.0%	19.8%

(注) 昇給期間の短縮は、職員の勤務成績が特に良好である場合に行う特別昇給等により、普通昇給の期間を短縮することをいいます。

(10) 職員手当の状況 (平成17年4月1日現在)

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ) 制度内容

(算定方法)

期末手当 = 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 = 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注) 1 「基準日」は、6月1日又は12月1日です。

2 「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

3 勤勉手当の「成績率」は、基準日以前6月間の勤務成績を5段階に評価し、それに応じて率を決定します。

4 「期間率」は、基準日以前6月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(平成17年度の支給割合及び成績率)

区分	再任用職員以外の職員			再任用職員		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.4 月分 (1.2)	0.7 月分 (0.9)	2.1 月分 (2.1)	0.75 月分 (0.65)	0.35 月分 (0.45)	1.1 月分 (1.1)
12月期	1.6 月分 (1.4)	0.7 月分 (0.9)	2.3 月分 (2.3)	0.85 月分 (0.75)	0.35 月分 (0.45)	1.2 月分 (1.2)
計	3.0 月分 (2.6)	1.4 月分 (1.8)	4.4 月分 (4.4)	1.6 月分 (1.4)	0.7 月分 (0.9)	2.3 月分 (2.3)

(注) 1 勤勉手当の成績率は、標準的な成績の職員に適用される率を掲げています。

2 ()内の数値は、次長級以上の職員に適用される支給割合及び成績率です。

3 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績 (平成16年度)

年間支給総額	支給職員数 (平成16年12月)	1人当たりの平均支給年額
17,463,947 千円	10,913 人	1,600,288 円

イ 退職手当

(ア) 概要

常勤の職員 (臨時的任用職員及び再任用職員を除く。) が退職した場合に支給します。

(イ) 制度内容

(算定方法)

支給額 = 退職日の給料月額 × 支給率

(注) 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数1年当たり2% (最高20%) の加算があります。

(支給率)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
勤続40年	53.75 月分	59.28 月分

(注) 制度については、国と同じです。

(ウ) 支給実績 (平成16年度)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
7,817,475 千円 (5,724,444 千円)	330 人 (238 人)	23,689,319 円 (24,052,286 円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

ウ 調整手当

(ア) 概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

(イ) 制度内容 (平成17年4月1日現在)

(算定方法)

支給月額 = (給料月額 + 管理職手当 + 扶養手当) × 支給率

(注) 支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めております。各地域の支給率は、次の「(ウ) 支給実績」に掲げています。

(ウ) 支給実績 (平成16年度)

年 間 支 給 総 額		38,122 千円	
支 給 職 員 数		84 人	
1人当たりの平均支給年額		453,837 円	
支給対象地域 (該当機関)	支 給 率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区 (東京事務所)	12 %	26 人	12 %
大阪市 (大阪事務所)	10 %	13 人	10 %
異動保障	0.8 ~ 12 %	45 人	0.8 ~ 12 %

(注) 「異動保障」は、異動により支給率が低くなる場合又は支給されなくなる場合に、円滑な人事管理を図る目的で、給与の減少を緩和するため、2年間に限り、異動前と同率の調整手当 (2年目からは異動前の率の8割) が受けられることとする特別の措置です。

エ 特殊勤務手当

(ア) 概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

(イ) 制度内容及び支給実績 (平成16年度)

年 間 支 給 総 額		320,225 千円			
1人当たりの平均支給年額		60,775 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		47.8 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		48 種類			
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)
税務手当	県税事務所職員	職員が納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う県税の賦課徴収に関する業務	日額1,160円 (4時間未満60/100)	2,675千円	41人
防疫等業務手当	保健所職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護 (患畜の飼育) 又は病原体の付着した物件等の処理作業、結核患者の療養指導業務等	日額290円 (結核療養指導等は4時間未満60/100)	138千円	41人

社会福祉 業務手当	社会福祉主事、 身体障害者福 祉司、知的障 害者福祉司、 児童福祉司、 心理判定員、 心理療法士及 び保健師	福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的 障害者更生相談所、児童相談所又は婦人相 談所において生活困難者等に対して行う相 談、指導、給付、貸付、調査その他の福祉 サービスに関する業務	月額11,000円 ただし、従事日数が 少ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100 対象業務に従事する ことを常例としない 職員 月額610円 (限度月額11,000円) (4時間未満60/100)	7,863千円	78人
放射線取 扱 手 当	診療放射線技 師、医師及び 看護師 産業技術セン ター研究員	エックス線その他の放射線を人体に対して 照射する作業 放射線を金属に対して照射する作業	診療放射線技師 月額230円 診療放射線技師以外 透視1回5円 治療等1回3円 (限度月額5,000円) 月額230円	112千円	20人
医療業務 手 当	総合療育セン ターに勤務す る医師及び歯 科医師 精神保健福祉 センター、保 健所等に勤務 する医師及び 歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業 務	総合療育センター院 長 月額68,000円 同副院長等 月額44,000円 同医長等 月額37,000円 医師等 月額30,000円 ただし、従事日数が 少ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100 所長等 月額1,880円 保健所の課長等 月額1,660円	3,483千円	11人
航海手当	漁業取締船、 水産試験船又 は実習船の乗 組員	沿岸3マイル以遠の海域における取締、試 験調査、実習又は講習のための航海勤務	月額290円	1,240千円	51人
漁労手当	水産試験船又 は実習船の乗 組員	遠洋漁業実習又は試験調査のため魚貝等水 産物を獲る作業に従事する業務	漁獲物の販売額から 経費を差し引いた額 の2割相当の額等を 従事した職員数で按 分した額	-	-

種雄牛馬 等取扱手 当	畜産試験場職 員及び中小家 畜試験場職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採 取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作 業及び恒温室における精液の保存処理事業	日額230円 (4時間未満60/100)	397千円	15人
麻薬等取 締手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第 14号)第54条第5項に規定する職務(麻薬 取締官に協力した場合を含む。)に従事す る業務	日額890円	-	-
精神保健 福祉業務 手 当	精神保健福祉 センター職員 及び保健所職 員	精神障害者の福祉に関する相談、指導等の 業務で精神障害者に接して行うもの	月額8,700円 ただし、従事日数が 少ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100 対象業務に従事す ることを常例としない 職員 日額330円	885千円	25人
訓練指導 手 当	高等技術専門 校に勤務する 職業訓練指導 員	職業訓練業務	日額1,750円 (限度月額31,600円) (4時間未満60/100) 実技訓練を多く担当 する職員 月額31,600円 ただし、従事日数が 少ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100	11,589千円	36人
	農業大学校に 勤務する教授、 助教授及び講 師	生徒の実習指導業務	日額1,660円 (限度月額29,900円) (4時間未満60/100) 実習指導を本務とす る職員 月額29,900円 ただし、従事日数が 少ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100		
爆発物検 査手当	消防課職員	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)そ 他の関係法令の規定に基づく完成検査、 保安検査又は立入検査の業務	日額250円 (4時間未満60/100)	18千円	7人
狂犬病予 防等業務 手 当	保健所職員	狂犬病の予防注射又は犬の捕獲、殺処分若 しくは検診業務	日額420円 (4時間未満60/100)	439千円	33人
夜間看護 手 当	総合療育セン ターに勤務す る看護師及び	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部 が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで の間)において行われる看護等の業務	深夜勤務4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未	5,753千円	27人

	准看護師		満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円		
潜水手当	栽培漁業センター職員及び警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間310円 30メートルまで 1時間780円 30メートルを超えるとき 1時間1,500円	112千円	18人
特殊現場作業手当	県土整備局職員及び農林局職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な個所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導業務	20メートル未満 日額220円 20メートル以上 日額320円 (4時間未満60/100)	1,655千円	52人
		橋脚の基礎工事等において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、検査、測量、調査又は指導業務	日額220円 (4時間未満60/100)		
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査又は指導業務	日額560円 (4時間未満60/100)		
		ダムに係る作業場のうち勤務環境が劣悪であると認められるものにおける作業	日額690円		
		交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業	日額300円 (4時間未満60/100)		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務	月額15,800円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100	4,762千円	30人
			所長及び室長の場合 日額870円 (限度月額15,800円) (4時間未満60/100)		
有害物等取扱手当	試験場職員、産業技術センター職員及び高等技術専門学校職員	密閉した建築物等において行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業建築物等の内部で毒物及び劇物を取り扱う作業のうち大量のガスの発生を伴う作業	日額290円	662千円	71人
	農林局職員	毒物その他人体に有害な成分を含有する農薬の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額290円 (4時間未満60/100)		
環境衛生検査等業務手当	保健所職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査の業務	日額290円 (4時間未満60/100)	39千円	27人
	保健所職員及	ばい煙又は粉じんの測定の業務のうち地上	日額230円		

	び衛生環境研究所職員	又は水面上15メートル以上の足場で行うもの水質の測定の業務のうち美保湾及び日本海沿岸海域において船舶を使用するもの	(4時間未満60/100)		
用地交渉手当	県土整備局職員及び農林局職員	用地の取得のための折衝業務土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定に基づく建築物等の移転、除却等のための折衝業務	1時間320円	1,809千円	80人
災害応急作業手当	職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間の道路、港湾施設、ダム等において行う巡回監視	巡回監視 日額480円 (4時間未満60/100)	-	-
		異常な自然現象により重大な災害が発生し、発生するおそれが顕著である、県が直接管理する河川の堤防、通行禁止区間の道路、港湾施設、ダム等において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	応急作業等 日額730円 (4時間未満60/100)		
	県土整備局職員及び農林局職員	洪水警戒体制時においてダムのゲートを操作して貯留された流水を放流する作業	日額480円 (4時間未満60/100)		
航空機搭乗業務手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円	4,365千円	42人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円		
	防災局職員及び警察職員	航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務及び教育訓練作業捜索救難、犯罪の捜査等、警備、交通取締りその他の警察活動のための作業	1時間1,900円		
夜間定時制業務兼務手当	教育職員	全日制課程の授業と兼務して行う夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業1時間830円	168千円	4人
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額5,100円	1,612千円	18人
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員のうち、教諭、	当該学級における授業又は指導業務(2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する場合に限る。)	3学級以上担当 日額350円 2学級 日額290円	1,680千円	30人

	助教諭及び講師						
教員特殊 業務手当	教頭、教諭、 養護教諭、助 教諭、養護助 教諭、講師、 実習助手及び 寄宿舎指導員	非常災害時等の緊急業務児童又は生徒の疾 病等に伴う救急の業務児童又は生徒に対す る緊急の補導業務	日額3,000円 救急業務の場合 日額3,200円	80,820千円	4,683人		
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童 又は生徒を引率して行う指導業務で泊まり を伴うもの	日額3,000円				
		対外運動競技等において児童又は生徒を引 率して行う指導業務で泊まりを伴うもの又 は週休日等に行うもの	日額1,700円				
		部活動における児童又は生徒に対する指導 業務で週休日等に行うもの	日額1,200円				
		入学試験における受験生の監督、採点又は 合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額900円				
教育業務 連絡指導 手 当	小学校、中学 校、高等学校、 盲学校、ろう 聾学校又は養 護学校に所属 する教諭及び 養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての 連絡調整及び指導助言に当たる主任等の業 務	日額200円	54,324千円	1,222人		
作業手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	月額10,100円 対象作業に従事す ることを常例としない 職員 日額560円 (4時間未満60/100)	49,197千円	676人		
	警察職員	警ら、立ち番、見張り及び巡回連絡作業	月額6,200円 対象作業に従事す ることを常例としない 職員 日額340円 (4時間未満60/100)			23,293千円	542人
	警察職員	現場における犯罪鑑識作業	月額10,100円 対象作業に従事す ることを常例としない 職員 日額560円 (4時間未満60/100)			3,152千円	47人
		現場以外における犯罪鑑識作業	月額5,100円 対象作業に従事す ることを常例としない 職員 日額280円 (4時間未満60/100)				
警察職員	道路上で行う自動車の運転免許技能試験作	日額230円	97千円	6人			

	業	(4時間未満60/100)		
警察職員	交通取締用自動車等に乗車して行う交通取締作業又は交通捜査作業	月額10,100円 対象作業に従事することを常例としない職員 日額560円 (4時間未満60/100)	19,401千円	274人
	交通取締作業のうち、交通取締自動車等に乗車して行うもの以外のもの	日額310円 (4時間未満60/100)		
警察職員	死体取扱作業	1体3,200円 検視を行う警察官以外の警察職員 日額1,600円	6,306千円	274人
警察職員	看守作業	日額230円 (4時間未満60/100)	3,647千円	108人
警察職員	けん銃操法指導作業	日額230円 (4時間未満60/100)	29千円	7人
警察職員	緊急自動車及び緊急な用務を遂行するための警察用自動車の運転作業	日額420円 (4時間未満60/100)	-	-
警察職員	警備用船舶の運航作業	日額230円 (4時間未満60/100)	57千円	2人
警察職員	無線電話局のうち、固定局、基地局又は移動局において行う警察無線電話による通信作業	日額230円 (4時間未満60/100)	621千円	13人
警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	日額460円 (4時間未満60/100)	-	-
警察職員	サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 (4時間未満60/100)	-	-
警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	-	-
警察職員	特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差し押さえ、検証等の捜査活動又は特殊危険物質等の処理作業	1回5,200円	-	-
	特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしていない状況下で行う特殊危険物質等の処理作業	1回2,600円		
警察職員	天皇等の警衛作業に従事する警察職員	日額1,150円	23千円	10人
	その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	-	-
警察職員	防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う、銃器等を使用している犯罪現場におけ	日額1,640円	-	-

		る犯人の逮捕等の作業			
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行う、銃器を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	日額820円		
	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において突発的に発生した作業に従事する犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	1,882千円	489人
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間における勤務のうちの一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる勤務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 1回730円 (6時間未満410円)	24,652千円	567人
特殊自動車運転等業務手当	職員	特殊自動車を運転する業務	日額300円 (4時間未満60/100)	1,271千円	156人
	運転士、自動車整備士及び道路技術員	特殊自動車を使用して行う除雪業務	日額300円 暴風雪警報又は大雪警報発令時に行われた場合 日額450円 (4時間未満60/100)		
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務	日額290円		

オ 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成16年度	2,177,386千円	9,919人	219,517円
平成15年度	2,184,512千円	9,853人	221,710円

カ その他の手当等

区 分	制度内容 (平成17年4月1日現在)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	平成16年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者月額 13,500円	同じ。	-	(総額) 1,391,934千円 (職員数) 5,702人 (平均) 244,113円
	イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで 1人月額6,000円			
	ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人目まで 月額6,500円			
	エ 配偶者のない職員の扶養親族の 月額11,000円			

	<p>うち1人目まで</p> <p>オ 配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降 1人月額5,000円</p> <p>カ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (加算額)</p> <p>例 配偶者と子1人(16歳)を扶養親族としている場合 ア13,500円 + イ6,000円 + カ5,000円 = 24,500円</p>			
住居手当	<p>借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給</p> <p>自己所有宅居住者 月額1,500円(新築又は購入時から5年間に限り2,500円)支給</p> <p>単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>	<p>同じ。</p> <p>異なる。</p> <p>同じ。</p>	<p>-</p> <p>新築又は購入時から5年間に限り月額2,500円支給</p> <p>-</p>	<p>(総額) 601,696千円 (職員数) 4,667人 (平均) 128,926円</p>
通勤手当	<p>交通機関等利用者運賃等の額を支給</p> <p>〔 ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものによる。 ・1月当たり55,000円を上限とする。〕</p> <p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p>	<p>同じ。</p> <p>異なる。</p> <p>異なる。</p>	<p>-</p> <p>通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給</p> <p>異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給</p>	<p>(総額) 1,055,343千円 (職員数) 9,520人 (平均) 110,855円</p>
給料の調整額	<p>職務の複雑さ、困難さ若しくは責任の度又は勤務条件が、同じ職務の級にある他の職種に比べて、著しく特殊である職を占める職員の給料を増額調整するものです。 (算定方法) 支給月額 = 調整基本額 × 調整数 (調整基本額)</p>	<p>同じ。</p>	<p>-</p>	<p>(総額) 308,095千円 (職員数) 1,038人 (平均) 296,816円</p>

	5,100円から15,400円までの範囲内で給料表別及び職務の級別に定められています。 (調整数) 1 から 5 までの範囲内で職務の内容に応じて定められています。(最高の5は、皆成学園で勤務し、重度知的障害児と起居を共にする保育士)			
教職調整額	義務教育諸学校等(小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校)の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 4/100			(総額) 900,928 千円 (職員数) 5,186 人 (平均) 173,723 円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 支給率 (支給率) 8/100から25/100まで(最高は部長級の職員)	同じ。	-	(総額) 805,741 千円 (職員数) 1,094 人 (平均) 736,509 円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,700円)	同じ。	-	(総額) 45,255 千円 (職員数) 17 人 (平均) 2,662,049 円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。	同じ。	-	(総額) 101,460 千円 (職員数) 319 人 (平均) 318,056 円
産業教育手当	高等学校における農業、水産、工業等の課程を主に担当する教育職員に対し、実習を伴うこと等の職務の特殊性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。(算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 10/100 (定時制通信教育手当を受けている職員の場合6/100)			(総額) 103,977 千円 (職員数) 209 人 (平均) 497,497 円
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当) × 支給率 (支給率)			(総額) 40,553 千円 (職員数) 102 人 (平均) 397,575 円

	学校ごとに8/100又は12/100の率が定められています。 (へき地手当に準ずる手当は4/100)			
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 10/100 (管理職手当を受けている職員の場合は8/100)			(総額) 38,325 千円 (職員数) 65 人 (平均) 589,615 円
農林漁業改良普及手当	農林漁業の改良普及事業に従事する職員に対して、その職務が専門知識を必要とし、かつ、巡回指導等の不規則な勤務形態を伴うこと等の特殊性を考慮して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 12/100 (専門技術員の場合は8/100)			(総額) 81,185 千円 (職員数) 175 人 (平均) 463,916 円
特勤手当等	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 4/100 (特勤手当に準ずる手当の支給割合については、別に定められています。)	同じ。	-	(総額) 1,349 千円 (職員数) 5 人 (平均) 269,852 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 滞在日数 × 基準額 (基準額) 滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内で定められています。	同じ。	-	-
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135/100	同じ。	-	(総額) 253,254 千円 (職員数) 9,919 人 (平均) 25,532 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌朝5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ。	-	(総額) 91,277 千円 (職員数) 9,919 人 (平均) 9,202 円

宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり次の額を支給します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td colspan="2">医師・歯科医師</td> <td rowspan="2">警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td>特定幹部職員</td> </tr> <tr> <td>4,200円</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、これらの1/2の額です。	一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等		一般	特定幹部職員	4,200円	20,000円	12,000円	7,200円	同じ。	-	(総額) 289,853 千円 (職員数) 833 人 (平均) 347,963 円
一般の宿日直	医師・歯科医師		警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等												
	一般	特定幹部職員													
4,200円	20,000円	12,000円	7,200円												
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の間勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり4,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、部長級の職員等の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) 3,066 千円 (職員数) 1,094 人 (平均) 2,803 円											
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給する手当です。(支給月額) 給料月額に応じて、月額5,000円から20,200円までの範囲内で定めてられています。			(総額) 933,087 千円 (職員数) 5,448 人 (平均) 171,271 円											

(注) 「平成16年度支給実績」欄の「(総額)」は平成16年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成16年度支給職員数(一部は、平成16年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(11) 特別職の報酬等の状況

ア 給料月額等(平成17年4月1日現在)

区分	給料・報酬 月額	期末手当	退職手当
知事	1,158,780円	(算定方法) 給料(報酬)月額 × 145 / 100 × 支給割合 (支給割合) 6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分	(算定方法) 退職時の給料月額 × 在職月数 × 支給率 (支給率) 知事 70 / 100 副知事 50 / 100 出納長 35 / 100 (支給時期) 最後の任期の退職時
副知事	905,820円		
出納長	763,530円		
議長	864,900円		
副議長	762,340円		
議員	719,150円		

イ 平成16年度年間支給実績

区分	給料・報酬	期末手当	合計
知事	13,905,360円	5,544,763円	19,450,123円
副知事	10,869,840円	4,334,350円	15,204,190円
出納長	9,162,360円	3,653,492円	12,815,852円
議長	10,378,800円	4,138,547円	14,517,347円
副議長	9,148,800円	3,647,798円	12,796,598円

議 員	310,672,800円 (8,629,800円)	123,880,788円 (3,441,133円)	434,553,588円 (12,070,933円)
-----	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

(注) 「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の()内は、議員1人当たりの額です。

(12) 企業局（電気事業、工業水道事業及び埋立事業）の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算（平成16年度）

区 分	総 費 用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	1,861,787千円	150,118千円	419,570千円	22.5 %	24.7 %
工業水道事業	709,594千円	90,646千円	129,450千円	18.2 %	10.6 %
埋立事業	364,108千円	60,315千円	23,502千円	6.5 %	0.7 %

(イ) 予算（平成17年度）

区 分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
電気事業	49人	197,353千円	54,192千円	81,955千円	333,500千円	6,806千円
工業用水事業	17人	64,033千円	14,365千円	26,163千円	104,561千円	6,150千円
埋立事業	2人	9,654千円	2,206千円	4,579千円	16,439千円	8,219千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	40.0歳	347,277円	567,176円
工業用水事業	40.0歳	324,063円	512,553円
埋立事業	46.0歳	420,000円	684,958円

ウ 職員の手当の状況（平成17年4月1日現在）

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数（平成16年12月）	1人当たりの平均支給年額
105,253千円	69人	1,525,399円

(イ) 退職手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
111,270千円 (111,270千円)	4人 (4人)	27,817,436円 (27,817,436円)

(注) ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 調整手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績) なし

(エ) 特殊勤務手当

(制度概要) 一般職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		8,778千円			
1 人 当 た り の 平 均 支 給 年 額		179,143円			
職 員 全 体 に 占 め る 手 当 支 給 職 員 の 割 合		71.0%			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		7 種 類 (うち一般行政職の職員と共通のもの3 種類)			
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	支 給 単 価 等	年 間 支 給 額	支 給 人 員 (延 べ)
発電所等 管理業務 手当	発電所又は工業 用水施設に勤務 する職員	発電所又は工業用水道施設の維持管 理に関する業務	月額21,600円 ただし、従事日数が少 ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100 対象作業に従事するこ とを常例としない職員 日額1,200円 (限度月額21,600円) (4時間未満60/100)	5,457千円	48人
発電集中 制御業務 手当	東部事務所職員	発電集中制御に関する業務	月額21,600円 ただし、従事日数が少 ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100 対象作業に従事するこ とを常例としない職員 日額1,200円 (限度月額21,600円) (4時間未満60/100)	1,806千円	15人
特殊現場 作業手当	企業職員	一般行政職の職員と同じ。		-	-
発電用導 水路等設 置作業手 当	企業職員	職員が著しく足場が不安定で危険な 個所で行う発電用導水路及び水圧管 路設置工事の監督、検査、測量、調 査又は指導の業務	日額1,040円 (4時間未満60/100)	-	-
災害応急 作業手当	企業局員	一般行政職の職員と同じ。		-	-
工業用水 送水機器	東部事務所職員 及び西部事務所	工業用水の送水機器の困難な操作及 び保守の業務	月額21,600円 ただし、従事日数が少	1,514千円	10人

操作保守 業務手当	職員	ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100 対象作業に従事するこ とを常例としない職員 日額1,200円 (限度月額21,600円) (4時間未満60/100)		
用地交渉 手当	企業職員	一般行政職の職員に同じ。	-	-

(オ) 時間外勤務手当

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成16年度	14,678千円	63人	232,981円
平成15年度	13,614千円	65人	209,452円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成17年4月1日現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	平成16年度支給実績
扶養手当	ア 配偶者 月額13,500円	同じ。	-	(総 額) 8,993千円 (職員数) 41人 (平 均) 219,341円
	イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで 1人月額6,000円			
	ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人目まで 月額6,500円			
	エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円			
	オ 配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降 1人月額5,000円			
	カ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (加算額) 1人月額5,000円			
	住居手当			
自己所有宅居住者 月額1,500円 (新築又は購入時から5年間に限り2,500円) 支給		異なる。	新築又は購入時から5年間に限り月額2,500円支給	
単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者		同じ。	-	

	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・1月当たり55,000円を上限とする。 	同じ。	-	(総額) 6,920千円 (職員数) 63人 (平均) 109,846円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給	異なる。	通勤距離に応じ、月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算	異なる。	異動に伴って利用することとなった職員等に限り1月当たり2万円まで支給	
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 支給率 (支給率) 16 / 100 ~ から 25 / 100 まで (最高は局長)	同じ。	-	(総額) 5,854千円 (職員数) 6人 (平均) 975,655円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。	同じ。	-	(総額) 276千円 (職員数) 1人 (平均) 276,000円
特地勤務手当等	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするため、支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = (給料月額 + 扶養手当 + 支給対象公署に異動した時点の給料月額 + 扶養手当) ÷ 2 × 支給率	同じ。	-	(総額) 959千円 (職員数) 4人 (平均) 239,864円

	(支給率) 支給対象公署によって4/100又は8/100の率が定められています(ただし、特地勤務手当に準ずる手当については別に定められています。)			
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ。	-	(総額) 5,054千円 (職員数) 63人 (平均) 80,227円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌朝5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ。	-	(総額) 2,845千円 (職員数) 63人 (平均) 45,158円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。 (注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。	同じ。	-	-
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり8,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、局長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	-

(注) 「平成16年度支給実績」欄の「(総額)」は平成16年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成16年度支給職員数(一部は、平成16年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

(13) 病院事業(中央病院及び厚生病院)の状況

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算(平成16年度)

区 分	総費用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 平成15年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成16年度	14,179,307千円	55,092千円	6,934,041千円	48.9%	50.2%

(イ) 予算(平成17年度)

区 分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成17年度	740人	3,175,899千円	1,224,459千円	1,332,052千円	5,732,410千円	7,747千円

(注) 1 給与費は、当初予算に計上された額です。

2 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病 院 局	40.9歳	329,860円	463,624円
県 (一般行政職)	40.8歳	328,205円	400,535円

ウ 職員の手当の状況 (平成17年4月1日現在)

(ア) 期末手当・勤勉手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数 (平成16年12月)	1人当たりの平均支給年額
1,215,314千円	719人	1,690,284円

(イ) 退職手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年間支給総額	支給職員数	1人当たりの平均支給年額
697,718千円	58人	12,029,627円
(576,514千円)	(23人)	(25,065,837円)

(注) ()内は、勲奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。

(ウ) 調整手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		553,947千円	
支 給 職 員 数		1人	
1人当たりの平均支給年額		553,947円	
支給対象地域 (該当機関)	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の支給率
異 動 保 障	0.8～12%	1人	0.8～12%

(注) 「異動保障」は、異動により支給率が低くなる場合又は支給されなくなる場合に、円滑な人事管理を図る目的で、給与の減少を緩和するため、2年間に限り、異動前と同率の調整手当 (2年目からは異動前の率の8割) が受けられることとする特別の措置です。

(エ) 特殊勤務手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年 間 支 給 総 額		145,036千円			
1人当たりの平均支給年額		270,086円			
職員全体に占める手当支給職員の割合		71.8%			
手 当 の 種 類 (手 当 数)		5種類 (うち一般行政職の職員と共通のもの3種類)			
手当の 名 称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員 (延べ)

放射線取扱手当	診療放射線技師	一般行政職の職員と同じ。		3,426千円	256人
結核病棟等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額290円 (4時間未満60/100)	1,046千円	53人
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額75,000円 副院長及び局長 月額68,000円 部長 月額56,000円 医長及び副医長(3級の職務にあるもの) 月額44,000円 医長及び副医長(2級の職にあるもの) 月額37,000円 その他 月額30,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日30/100 8日～14日60/100	49,633千円	100人
夜間看護等手当	病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	4時間以上 1回3,300円 2時間以上4時間未満 1回2,900円 2時間未満 1回2,000円	90,920千円	782人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,240円		
救急自動車運転等業務手当	運転士及び自動車整備士	緊急用務のための救急自動車の運転業務感染症の患者等を自動車で移送する業務	日額290円	11千円	2人

(オ) 時間外勤務手当

(制度概要) 一般行政職の職員と同じです。

(平成16年度支給実績)

年 度	年間支給総額	支給対象職員数 (各年4月1日現在)	1人当たりの 平均支給年額
平成16年度	366,709千円	704人	520,893円
平成15年度	399,685千円	709人	563,731円

(カ) その他の手当等

区 分	制度内容 (平成17年4月1日現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	平成16年度支給実績
扶養手当	<p>ア 配偶者 月額13,500円</p> <p>イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人目まで 1人月額6,000円</p> <p>ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人目まで 月額6,500円</p> <p>エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 月額11,000円</p> <p>オ 配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降 1人月額5,000円</p> <p>カ 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (加算額) 1人月額5,000円</p>	同じ。	-	(総額) 67,157千円 (職員数) 288人 (平均) 233,185円
住居手当	<p>借家・借間居住者 (家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給</p> <p>自己所有宅居住者 月額1,500円 (新築又は購入時から5年間に限り2,500円) 支給</p> <p>単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額</p>	同じ。	-	(総額) 33,483千円 (職員数) 224人 (平均) 149,478円
通勤手当	<p>交通機関等利用者 運賃等の額を支給</p> <p>〔 ・ 定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・ 定期券は、6月以内の最も長い期間のもの額による。 ・ 1月当たり55,000円を上限とする。 〕</p> <p>自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円までの範囲内で支給</p> <p>特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の2分の1の額を加算</p>	同じ。	-	(総額) 54,535千円 (職員数) 641人 (平均) 85,078円
		異なる。	通勤距離に応じ月額2,000円から24,500円までの範囲内で支給	
		異なる。	異動に伴って利用したこととなった職員に限	

			り1月当たり2万円まで支給	
給料の調整額	職務の複雑さ、困難さ若しくは責任の度又は勤務条件が同じ職務の級にある他の職種に比べて、著しく特殊である職を占める職員の給料を増額調整するものです。 (算定方法) 支給月額 = 調整基本額 × 2 (調整基本額) 5,100円から13,000円の範囲内で給料表別及び職務の級別に定められています。	同じ。	-	(総額) 10,812千円 (職員数) 46人 (平均) 235,054円
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 給料月額 × 支給率 (支給率) 14 / 100 ~ から 25 / 100 まで (最高は局長)	同じ。	-	(総額) 43,270千円 (職員数) 44人 (平均) 983,412円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職(医師・歯科医師)の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給する手当です。 (支給月額) 経験年数の増加に応じて減少する定額が定められています。(最高月額216,700円)	同じ。	-	(総額) 205,300千円 (職員数) 85人 (平均) 2,415,299円
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給する手当です。 (算定方法) 支給月額 = 23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定められています。交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算はありません。	同じ。	-	(総額) 696千円 (職員数) 3人 (平均) 232,000円
休日勤務手当	休日(国民の祝日及び年末年始)において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ。	-	(総額) 92,157千円 (職員数) 704人 (平均) 130,905円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌朝5時まで)にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給する手当です。 (算定方法) 支給額 = 時間数 × 1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ。	-	(総額) 54,976千円 (職員数) 704人 (平均) 78,091円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給する手当です。 (支給額) 勤務1回当たり4,200円支給します。	同じ。	-	(総額) 40,550千円 (職員数) 152人 (平均) 266,773円

	(注) 宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、2,100円です。			
管理職員 特別勤務 手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当です(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。) (支給額) 勤務1回当たり6,000円から12,000円までの範囲内で支給します。最高額は、院長の場合です。 勤務が6時間を超える場合には、150/100を乗じた額を支給します。	同じ。	-	(総額) 7,567千円 (職員数) 44人 (平均) 171,977円

(注) 「平成16年度支給実績」欄の「(総額)」は平成16年度年間支給総額を、「(職員数)」は平成16年度支給職員数(一部は、平成16年4月1日現在支給対象職員数)を、「(平均)」は支給職員1人当たりの平均支給年額を表します。

3 職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(平成17年4月1日現在)

一般行政職員の勤務時間は、以下のとおりです。

なお、子の養育、家族の介護等の特別の事由がある場合には時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間によりがたい場合には別に勤務時間を定めています。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後0時15分まで 午後5時から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時まで

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況(平成16年)

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

平成16年は、職員1人当たり平均9.9日の年次有給休暇を取得しています。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の状況(平成16年度)

職員1人当たりの1月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区 分	平成16年度	平成15年度
一般行政職員	13.4時間	13.6時間
警 察 官	53.2時間	56.7時間

(注) 教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

(4) 特別休暇の状況(平成17年4月1日現在)

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	国は、国際交流事業等一部の活動については

		対象外
結婚の場合	1週間以内	国は、連続する5日の範囲内
妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ。
妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	2週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし。
8週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、6週間以内（多胎妊娠の場合は同じ。）
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	国と同じ。
職員が生後満1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分以内の期間	国は、1日2回各30分以内
生理日のため勤務が著しく困難である場合	その都度必要と認める期間	国は、病気休暇扱い。
妻の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、2日の範囲内
妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
小学校就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合7日（鳥取県は、10日）
父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について1日の範囲内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日等を除いて連続する4日の範囲内の期間	国は、連続する3日の範囲内
感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認め	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る。

	られる場合		(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます。)
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ。
	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
	地震、水害、火災その他の災害時において職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ。
病気休暇 (有給)	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間(私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内)	国は、私事による負傷又は疾病であっても期間制限なし。(勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます。)
無給休暇 (介護休暇)	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間	国と同じ。
無給休暇 (海外随伴 休暇)	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	4年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし。

(5) 修学部分休業の状況(平成16年度)

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、2年を超えない範囲で部分休業(1週間につき20時間以内の無給休業)をすることができます。(平成16年12月に職員の修学部分休業に関する条例(平成16年鳥取県条例第66号)を制定)

平成16年度については、修学部分休業の取得実績はありません。

(6) 育児休業の状況(平成16年度)

養育する子が3歳に達する日までの間、育児のために休業(無給)することができます。

区 分	一般行政職員		教 員		警 察 官		計	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
取得件数	-	78件	2件	120件	-	1件	2件	199件
期間延長件数	-	16件	-	21件	-	-	-	37件
失効、取消	-	7件	1件	3件	-	-	1件	10件

(7) 旅費の制度の概要(平成17年4月1日現在)

区 分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
一 般 職	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

特 別 職	議会の議員、知事、副知事及び出納長	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
	教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公安委員会の委員、監査委員、地方労働委員会のあっせん委員並びに病院事業管理者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
	専門委員、附属機関の委員その他の構成員及び選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人その他の特別職の職員	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

(注) 1 日当は、県外出張で宿泊を伴う旅行の場合のみ支給されます。

2 「甲地方」は東京都特別区、大阪市等の都市部の地域、「乙地方」はその他の地域です。

3 「食卓料」は、航空機又は船舶を利用する出張において、機内又は船内に泊まり、宿泊施設を利用しなかった場合に、宿泊料に代えて支給するものです。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数 (平成16年度)

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職及び降給の4種類があります。

区 分		降 任	休 職	計
一般行政職職員	心身の故障の場合	-	42件	42件
	職に必要な適格性を欠く場合	1件	-	1件
	条例で定めた事由による場合	-	-	-
	計	1件	42件	43件
教 員	心身の故障の場合	-	35件	35件
	職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-
	条例で定めた事由による場合	-	7件	7件
	計	-	42件	42件
警 察 官	心身の故障の場合	-	3件	3件
	職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-
	条例で定めた事由による場合	-	-	-
	計	-	3件	3件
計	心身の故障の場合	-	80件	80件
	職に必要な適格性を欠く場合	1件	-	1件
	条例で定めた事由による場合	-	7件	7件
	計	1件	87件	88件

(注) 降給及び免職の処分者は、該当なし。

(2) 職員の懲戒等の件数 (平成16年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の4種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

区 分		戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職職員		1件	4件	-	2件	7件	25件
法令に違反した場合		-	-	-	-	-	4件

職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	-	3件	-	1件	4件	5件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	1件	-	1件	3件	16件
教 員	1件	1件	2件	2件	6件	15件
法令に違反した場合	-	-	2件	1件	3件	7件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1件	1件	-	-	2件	2件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	1件	1件	6件
警 察 官	-	-	-	-	-	11件
法令に違反した場合	-	-	-	-	-	8件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-	3件
計	2件	5件	2件	4件	13件	51件
法令に違反した場合	-	-	2件	1件	3件	19件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1件	4件	-	1件	6件	7件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	1件	-	2件	4件	25件

5 職員の営利企業等の従事の許可その他のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数 (平成16年度)

地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教 員	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問及び評議員並びに当該会社及び団体の重要方針の決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	6件	-	6件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	8件	7件	15件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（消防団員、大学の非常勤講師等）	27件	95件	122件
計	41件	102件	143件

(注) 警察官は、実績なし。

(2) 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数 (平成16年度)

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	警 察 官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	-	1件	1件
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	-	12件	12件
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	1件	-	1件
計	1件	13件	14件

(注) 教員は、実績なし。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の種類及び実施状況 (平成16年度)

区 分	研修の種類	具 体 的 な 取 組	参加者	修了者
自治研修所 (一般行政職員対象)	基礎研修	職位や職種ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修(新規採用職員研修、2年から7年程度の若手職員研修、新任係長研修等)	1,683人	1,658人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修(政策形成能力分野、法務能力分野、住民対応能力分野、組織業務管理能力分野等に関する研修)	1,330人	1,275人
	職場支援研修	部下職員の指導方法等、職場内での職員育成又は業務能率の向上を目的とした研修(新規採用職員トレーナー育成講座、部下育成の進め方講座、部内講師養成講座等)	898人	892人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修(語学講座、通信教育等)	288人	223人
教育センター (教職員対象)	基本研修	教育一般についての必要な基礎的知識の習得のほか、教科等の指導力の向上等を目的とした研修(初任者研修、新規採用教員研修又は教職経験者研修(3年、6年又は10年))	489人	489人
	職務研修	職務ごとに必要となる専門知識・技能等の向上を図る研修(校長・教頭等を対象とした学校経営研修、養護教諭又は障害児学級担当教諭の研修等)	2,186人	2,186人
	専門研修	幼児教育、校務能率の向上等に関する専門的知識・技能の習得を図る研修を希望制により実施(障害児教育、校務能率の向上又は教科の指導力の向上に関する研修等)	4,380人	4,380人
警察学校 (警察職員対象)	基本課程	階級や部門ごとに必要となる知識、能力等の習得を目的とした研修(初任科、初任総合科、一般職員初任科、部門別任用科、警部補任用科又は巡查部長任用科)	160人	160人
	専科	特定分野に関する専門的知識、技能等の習得を目的とした研修(警護専科、体育指導者専科、留置管理業務専科、知能・暴力犯捜査専科、地域実務専科、被害者対策専科、けん銃指導者専科等)	276人	276人

(2) 職員の勤務成績の評定に関する制度の概要(平成17年4月1日現在)

年々変化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに職員の勤務意欲及び能力の向上を目的として、公務能率評定を実施しています。

評定は、原則として全職員を対象に5段階の絶対評価で年2回(11月及び2月)行っており、上司と部下との面談において評定結果を開示することで部下の意欲向上につながる指導・助言を行うとともに、評定結果を給与(昇給)や人事配置に反映させています。

7 職員の健康管理に関する福祉の状況

(1) 安全衛生管理体制(平成16年度)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、各事業所の業種及び規模に応じて次のとおり管理者等を選任しています。

区 分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	選任すべき事業所数	選任者数
知事部局等	4	4	5	5	17	17	19	40	40

教育委員会	-	-	-	-	29	29	29	17	17
警察本部	-	-	-	-	5	5	8	7	7

区 分	産業医				委員会				左のうち安全衛生委員会として設置している事業所数
	選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任者数	実選任者数	衛生委員会		安全委員会		
					選任すべき事業所数	うち選任事業所数	選任すべき事業所数	選任者数	
知事部局等	17	17	17	7	17	17	5	5	5
教育委員会	29	29	29	29	35	35	-	-	-
警察本部	5	5	5	3	5	5	-	-	-

(注) 知事部局等には、企業局、病院局及び各種委員会を含みます(以下同じ。)

(2) 職員のための福利厚生活動事業(平成16年度)

職員の福利厚生及び健康管理のための各種事業を行っています。

事業名	事業の概要・目的	平成16年度 決算額
職員会館運営事業	職員の健康づくり及び文化活動を行う施設として、職員会館の運営を実施	3,435千円
職員診療所運営事業	職員の健康管理及び診療を行う施設として、職員診療所の運営を実施	3,407千円
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会を開催し、安全管理者、衛生管理者並びに産業医を設置等し、並びに定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	32,177千円
健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	
健康相談・指導事務	職員に対して、健康相談、健康教育等を実施	1,845千円
メンタルヘルス対策事業	職員が心の病気を予防し、及び心の健康を保持増進できるようにするため、ストレス度チェック、職員相談、専門相談、職員研修等を実施	
各種検診事業負担金	職員の健康管理のため、人間ドック、婦人検診等の各種検診事業を行う地方職員共済組合に対して負担金を交付(平成16年度は、人間ドック及び婦人検診事業費の一部を負担)	
職員互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するため、各種福利厚生事業を行う職員互助会に対して補助金を交付(内容の見直しを行い、平成17年度は、療養費等の給付事業を補助対象外とし、体育文化活動、ライフプラン等の事業を補助対象とした。)	56,646千円
計		114,872千円
健康管理担当医の配置	各県立学校に健康管理担当医を配置し、教職員の健康管理を実施	2,078千円
職員健康管理審査会の開催	教職員に適用する健康管理区分に関する事項について審査するため、職員健康管理審査会を開催	253千円
衛生管理体制の整備	衛生管理者の資格取得を推進し、及び衛生管理者研修会を開催し、職場内での安全、衛生及び健康を確保。また、市町村教育委員会に対し、研修会を開催し、衛生管理体制の充実についての啓発を	347千円

	実施		
職員健康診断事業	教職員に対して、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を実施	20,969千円	
受動喫煙防止対策事業	完全分煙を徹底するとともに、研修会等を通して喫煙による健康障害に対する正しい理解と禁煙へ向けての取組を支援	95千円	
教職員心の健康対策事業	心の健康を損なう教職員の減少へ向け、相談体制の整備、職場環境の改善、職員研修等を実施。また、退職者の復職支援及び再発防止を図るため、面接相談、職場適応相談会等を開催	2,541千円	
教職員互助会補助金	教職員が福利厚生制度を活用するため、各種福利厚生事業を行う職員互助会に対して補助金を交付（内容の見直しを行い、平成17年度は廃止した。）	86,960千円	
計		113,243千円	
県警本部	健康診断事業	職員に対して、定期健康診断、各種特別検診等を実施	19,683千円
	生活相談事業	職員に対する生活相談を実施するため、専門相談員を配置	1,582千円
	メンタルヘルス事業	職員の心の病気を予防し、及び心の健康を保持するため、メンタルヘルス相談を実施	164千円
	警察職員互助会補助金	職員が福利厚生制度を活用するため、各種福利厚生事業を行う職員互助会に対して補助金を交付（内容の見直しを行い、平成17年度は職務に関係する自己啓発活動、ライフプラン事業及び独身寮運営事業のみを補助対象とした。）	28,727千円
	計		50,156千円

(3) 職員の健康診断の状況（平成16年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じた必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,047人	3,972人	2,775人	2,573人	1,385人	1,376人
特定業務従事者健康診断	3,921人	3,678人	15人	14人	296人	282人

8 職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

該当なし

鳥取県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成16年度）

ア 県職員採用試験（大学卒業程度及び資格免許職）＜第1次試験日 平成16年6月27日＞

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数（B）		競争率 (A / B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
事務（法律・経済）	592人	171人	484人	139人	30人	7人	15人	4人	32.3倍
事務（文化芸術）	51人	35人	44人	31人	5人	3人	1人	1人	44.0倍
事務（国際）	6人	4人	5人	3人	4人	3人	1人	-	5.0倍
事務（環境）	121人	31人	104人	29人	12人	3人	5人	2人	20.8倍
社会福祉	44人	31人	41人	28人	6人	4人	3人	2人	13.7倍

総合化学	47人	20人	35人	17人	7人	1人	4人	1人	8.8倍
農業	67人	26人	55人	21人	14人	7人	10人	6人	5.5倍
林業	16人	5人	11人	4人	4人	1人	1人	-	11.0倍
水産	15人	4人	12人	3人	4人	1人	1人	-	12.0倍
土木	75人	4人	60人	3人	8人	-	4人	-	15.0倍
建築(一般)	18人	4人	12人	2人	3人	1人	2人	1人	6.0倍
建築(一級建築士)	1人	-	1人	-	1人	-	1人	-	1.0倍
電気	21人	-	19人	-	4人	-	1人	-	19.0倍
獣医師	4人	-	4人	-	3人	-	3人	-	1.3倍
職業訓練指導員 (OAシステム)	4人	1人	4人	1人	3人	1人	1人	1人	4.0倍
職業訓練指導員 (OA事務)	3人	1人	2人	1人	2人	1人	1人	-	2.0倍
職業訓練指導員 (自動車整備)	7人	-	7人	-	1人	-	1人	-	7.0倍
職業訓練指導員 (建築)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1.0倍
理学療法士	2人	-	1人	-	-	-	-	-	-
言語聴覚士	10人	8人	9人	8人	5人	5人	2人	2人	4.5倍
歯科衛生士	11人	11人	9人	9人	4人	4人	1人	1人	9.0倍
計	1,116人	357人	920人	300人	121人	43人	59人	22人	15.6倍

(注) 理学療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士は、資格免許職として実施

イ 県職員採用試験(高校卒業程度及び資格免許職) < 第1次試験日 平成16年9月26日 >

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
一般事務	210人	101人	183人	89人	18人	6人	9人	3人	20.3倍
警察事務	133人	77人	109人	66人	5人	4人	2人	2人	54.5倍
土木	16人	3人	14人	1人	5人	1人	1人	1人	14.0倍
電気	4人	-	3人	-	2人	-	-	-	-
船舶乗組員 (航海士)	3人	-	3人	-	3人	-	2人	-	1.5倍
司書	139人	123人	109人	98人	5人	3人	1人	1人	109.0倍
理学療法士	3人	3人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1.0倍
計	508人	307人	422人	255人	39人	15人	16人	8人	26.4倍

(注) 司書及び理学療法士は、資格免許職として実施

ウ 県職員採用試験(資格免許職) < 第1次試験日 平成16年12月19日 >

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数(B)		競争率 (A/B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
物質工学技術 (環境リサイクル)	9人	-	8人	-	4人	-	1人	-	8.0倍
職業訓練指導員	3人	1人	3人	1人	2人	-	1人	-	3.0倍

(OA事務)									
職業訓練指導員 (建築)	2人	-	2人	-	2人	-	1人	-	2.0倍
獣医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
薬剤師	7人	3人	6人	3人	5人	2人	1人	-	6.0倍
保健師	11人	11人	7人	7人	4人	4人	2人	2人	3.5倍
船舶乗組員 (通信士)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	32人	15人	26人	11人	17人	6人	6人	2人	4.3倍

工 県職員採用試験 (資格免許職・追加募集) <第1次試験日 平成17年3月13日>

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数 (B)		競争率 (A / B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
保育士	23人	21人	22人	20人	9人	8人	5人	4人	4.4倍
管理栄養士	16人	15人	16人	15人	4人	3人	2人	2人	8.0倍
理学療法士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
診療放射線技師	7人	2人	6人	1人	4人	1人	1人	-	6.0倍
司書	116人	88人	89人	66人	9人	7人	3人	2人	29.7倍
船舶乗組員 (航海士)	5人	1人	4人	1人	3人	1人	1人	-	4.0倍
船舶乗組員 (甲板員)	13人	-	10人	-	6人	-	2人	-	5.0倍
計	180人	127人	147人	103人	35人	20人	14人	8人	10.5倍

才 県職員採用試験 (民間企業等経験者対象 (経営指導職)) <第1次試験 論文審査>

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数 (B)		競争率 (A / B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
経営指導職 (一般コース)	41人	2人	41人	2人	4人	-	1人	-	41.0倍
経営指導職 (ITコース)	21人	1人	21人	1人	4人	-	1人	-	21.0倍
計	62人	3人	62人	3人	8人	-	2人	-	31.0倍

力 警察官採用試験 (大学卒業程度) <第1次試験日 平成16年7月11日>

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数 (B)		競争率 (A / B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
警察官(男性) (平成16年10月採用)	145人	-	112人	-	56人	-	20人	-	5.6倍
警察官(男性) (平成17年4月採用)	145人	-	120人	-	45人	-	18人	-	6.7倍
警察官(女性)	47人	47人	33人	33人	7人	7人	3人	3人	11.0倍
計	337人	47人	265人	33人	108人	7人	41人	3人	6.5倍

キ 警察官採用試験 (高校卒業程度) <第1次試験日 平成16年9月19日>

職種	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数 (B)		競争率 (A / B)
		うち女性	(A)	うち女性		うち女性		うち女性	
警察官 (男性)	240人	-	193人	-	54人	-	20人	-	9.7倍
警察官 (女性)	78人	78人	64人	64人	14人	14人	4人	4人	16.0倍
計	318人	78人	257人	64人	68人	14人	24人	4人	10.7倍

(2) 職員の選考の状況 (平成16年度)

区 分		採 用 選 考				昇 任 選 考				
		知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	計	知 事 部局等	教 育 委員会	警 察 本 部	計	
行政職	部長相当職	2人			2人	3人	1人		4人	
	次長相当職	2人	1人		3人	10人	3人		13人	
	課長相当職	11人	5人		16人	39人	7人	3人	49人	
	課長補佐相当職	7人		1人	8人	70人	14人	3人	87人	
	係長相当職	4人			4人	68人	17人	2人	87人	
	主事相当職	5人		1人	6人					
教育職	指導主査相当職						2人		2人	
	係長相当職	1人	17人		18人					
	助教諭相当職									
公安職	部長相当職							5人	5人	
	課長相当職			1人	1人			7人	7人	
	課長補佐相当職			2人	2人			32人	32人	
	係長相当職			2人	2人					
	主任相当職			4人	4人			2人	2人	
	係員相当職			1人	1人					
研究職	大規模所長相当職					1人			1人	
	所長相当職					1人			1人	
	所長補佐相当職							2人	2人	
	係長相当職									
	研究員相当職			1人	1人					
医 療 職	(1)	院長相当職								
		副院長相当職								
		部長相当職	1人			1人	1人			1人
		医長相当職	13人			13人	1人			1人
		医師相当職	9人			9人				
	(2)	課長相当職					1人			1人
		課長補佐相当職								
		係長相当職								
		衛生技師相当職	1人			1人				
	(3)	部長相当職								
看護師長相当職						4人			4人	
看護師相当職		40人			40人					
計		96人	23人	13人	132人	199人	44人	56人	299人	

(注) 選考採用は、主に国や他の地方公共団体等の職員を鳥取県の職員として採用する場合に行っているものです。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告等の概要

月例給、特別給とも改定を見送る。

ア 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定している。

これらの判断基準を調査し、総合勘案して決定した。

イ 給与を取り巻く状況

(ア) 民間事業所の従業員の給与の状況

人事院と共同で、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の事業所163事業所の内から110事業所を抽出して、従業員の個人別給与を実地調査し、及び県職員の給与と比較した。

公民比較 (給与削減措置前)

区 分	県内民間 (A)	県職員 (B)	公民較差 (A - B)
月例給 (平成16年4月分)	361,480円	364,080円	2,600円 (0.71%)
特別給 (平成15年8月～16年7月)	4.07月分	4.40月分	0.33月分

(注) 1 月例給は、ラスパイレ方式による比較

2 寒冷地手当については、見直し後の数値で算定

公民比較 (給与削減措置後)

区 分	県内民間 (A)	県職員 (B)	公民較差 (A - B)
月例給 (平成16年4月分)	361,480円	347,321円	14,159円 (4.08%)

(注) 特別給は、月例給と同率 (4から6パーセント) が削減されている。

(イ) 国家公務員の給与の状況

- a 本県においては、国とおおむね類似の給与制度をとっている。
- b 人事院においては、去る8月6日に月例給、特別給とも改定しないとの報告及び勧告を行った。
- c また、国との給与水準の比較 (ラスパイレ指数) では、平成15年度は97.3であった。

平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
103.0	103.0	103.4	102.6	102.6	97.6	97.3

(ウ) 他の都道府県の職員の給与の状況

他の都道府県においては、本県とおおむね類似の給与制度をとっており、これまでに報告又は勧告を行った団体の多くが人事院勧告に準じた内容の勧告又は報告を行っている。

(エ) 生計費及びその他の事情

生計費は、給与の範囲内で考慮されている。

民間における経済、雇用情勢等は一部回復傾向がうかがえるものの、引き続き厳しい状況にある。

ウ 報告の考え方

県内民間の状況等、県職員の給与をめぐる状況は、引き続き厳しいものがある。

しかしながら、国や他の都道府県の職員給与との均衡、職員の職務執行に対する士気の確保、寒冷地手当の廃止により職員の年間給与が6年連続して引下げになること、公務への人材確保、給与の勧告・報告制度は公務員の労働基本権制約の代償措置であること等を総合的に勘案して、月例給、特別給とも改正を

見送ることが適当であると判断した。

エ 検討を行うべき事項

(ア) 給与制度・運用の見直し

- ・昇格・昇給制度の適正な運用
- ・諸手当等の見直し
- ・教員の給与

(イ) 人材確保のための処遇の在り方

オ 人事管理に関する報告

(ア) 公務員制度改革が目指す新たな人事管理

(イ) 地方公共団体における新たな人事管理への取組

- ・能力・実績主義に基づく人事管理への移行
- ・職員の能力及び実績の的確な評価
- ・人事委員会における苦情相談の実施

(ウ) 行政課題に対応する人材の確保と女性職員の登用

- ・創造性に溢れた人材の確保
- ・多様な人材の確保
- ・女性職員の登用

(エ) 公務員倫理

(オ) メンタルヘルス対策

(カ) 個人・家庭・地域生活と仕事の調和

- ・子育て支援対策等
- ・時間外勤務の縮減対策

(キ) 勤務時間の在り方

(2) 職員の給与（寒冷地手当）に関する勧告の概要

- 1 寒冷地手当を、今年度から廃止すること。
- 2 廃止に伴い、経過措置として今年度に限り現行規定による支給額から3万円を減じた額を支給することとする。

ア 国の勧告内容

民間準拠を基本に寒冷地手当の抜本的な見直しを行う。

(ア) 寒冷地手当の支給地域

民間の支給状況の実態を考慮し北海道を支給地域（1級から3級まで）とし、その他支給地域は気温及び積雪量が北海道とほぼ同程度の本州の一部（4級）に限定

本州で支給されるもの

市町村役場所在地の気象条件が次の要件を満たす市町村
以外で所在地の気象条件が次の要件を満たす官署

要件（指定基準）

- ア 平均気温が0度以下かつ最深積雪15センチメートル以上
- 又は
- イ 最深積雪80センチメートル以上

(注) 要件等は、人事院勧告の説明会で説明されたものであり、勧告書等には記載されていない。

(イ) 寒冷地手当の支給額

民間事業所の実態に併せ、支給額を約4割引き下げること。

(ウ) 寒冷地手当の支給方法

10月末の一括支給から月額制（11月から3月までの5月間）に移行すること。

(工) 経過措置

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
継続支給地域	3万円	2万円	2万円	2万円	3万円	-
指定解除地域	据え置き	据え置き	4万円	3万円	3万円	3万円

(注) 経過措置は、人事院勧告の説明会で説明されたものであり、勧告書等には記載されていない。

イ 見直しに当たっての本県の状況及び考察

(ア) 国の見直し後の寒冷地手当の支給地域について

現行の支給地域は、日野町、江府町及び溝口町の3町

この3町について、実際の気候条件が県内の他の地域に比べて著しく寒冷であると判断することは困難

(イ) 県内民間の支給状況について

a 今年、本委員会が支給実態の調査を実施した県内97事業所のうち、寒冷地手当が支給されていたのは5事業所（全体の5.2パーセント）であった。

b 昨年10月の人事院の調査では、県内民間企業のうち同種の手当が支給されていたのは全体の6.4パーセントであった。

ウ 改正に当たっての判断

(ア) 寒冷地手当の見直しについて

以上により、寒冷地手当の支給地域を人事院勧告に準拠した場合、職員間に不公平感が生じる可能性があること及び民間事業所の支給実態が少ないことから、寒冷地手当は、廃止すべきであると判断した。

(イ) 経過措置について

本県において、5年連続の給与の引下げ及び特例条例による給与の減額措置が行われている中、6年連続で年間給与がマイナスになる等の厳しい内容となることもあり、職員の士気も考慮し、今年に限り現行規定による支給額から平均支給相当額である3万円を減じた額を支給することが妥当と判断した。

【参考】

区 分	支給人員	支給額
現行制度	約11,300人	約3億1,700万円
経過措置	約6,100人	約4,500万円
差 引	5,200人	約2億7,200万円

(平成16年地方公務員給与実態調査による推計)

3 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の件数（平成16年度）

区 分	給与に関する こと	勤務時間 に関する こと	休暇に関 すること	執務環境 に関する こと	厚生福利 に関する こと	転任に関 すること	任用に関 すること	その他	計
平成16年度	1件								1件
平成15年度									-

(2) 不利益処分に関する不服申立て件数（平成16年度）

区 分	分 限 処 分				懲 戒 処 分				計
	降 給	降 任	休 職	免 職	戒 告	減 給	停 職	免 職	
平成16年度		1件							1件
平成15年度								1件	1件